

マイクロソフト サプライヤー倫理規定

マイクロソフトの使命は、地球上のあらゆる個人と組織の能力を強化し、より多くの目標を達成できるようにすることです。当社の使命を達成するということは、革新的な技術を構築するという目標に留まらず、会社として、また個人としての在り方や、どのようにビジネスを内部管理し、お客様、パートナー、政府、コミュニティ、サプライヤーと協働するかということについて目標を達成することでもあります。

マイクロソフトは、[業務遂行基準](#)を通じて、倫理的な業務の慣行と法規制の遵守を含む企業の基準を確立しました。同様に、マイクロソフトは、当社の取引先がマイクロソフト サプライヤー倫理規定 (SCoC) を遵守し、同規定に関する従業員のトレーニングを行うことで、この誠実さに対する義務を受け入れていただくことを期待しています。

サプライヤー倫理規定の遵守

サプライヤーとその従業員、担当者、代理人、下請業者 (総称して「サプライヤー」といいます) は、マイクロソフトと共に、またはマイクロソフトに代わって業務を遂行する際には、本サプライヤー倫理規定を遵守しなければなりません。サプライヤーは、次の層のサプライヤーに対して、自社の業務とサプライチェーン全体で SCoC を認識し、実践することを求めなければなりません。サプライヤーが本倫理規定に違反するような状況が発生する場合、サプライヤーは、マイクロソフトの連絡担当者、マイクロソフトの管理者のメンバー、または本文書の最後に記載されている連絡先に直ちに報告する必要があります。

マイクロソフトのサプライヤーはすべて、適用される法律および規則のすべてを完全に遵守し、現地の法的要件を超える可能性があるマイクロソフトの要件を遵守して、雇用慣行を実施しなければなりません。マイクロソフトの要件が現地の法的要件よりも厳しいすべての場合において、サプライヤーには、より厳しいマイクロソフトの要件を満たすことが求められます。

マイクロソフトのサプライヤーには、SCoC の遵守を自己監視および実証することが求められますが、マイクロソフトは、サプライヤーを監査またはサプライヤーの施設を検査し、遵守を確認する場合があります。サプライヤーは、違法な行為または SCoC もしくはマイクロソフトのポリシーに違反する行為を行った場合、マイクロソフトとの取引関係が解消される恐れがあります。サプライヤーがマイクロソフトと締結する可能性のある契約で定められたその他の義務を履行することに加え、SCoC を遵守することおよびマイクロソフトが提供する SCoC トレーニングを修了することが求められます。

法令および規制の遵守に関する慣行

マイクロソフトのサプライヤーはすべて、マイクロソフトと共に、またはマイクロソフトに代わって業務を遂行する際には、適用されるすべての法律および規則を完全に遵守して業務活動を実行しなければなりません。また、次の要件などに従う必要があります。

取引: (物理的および電子的な) 技術移転、輸出、再輸出、輸入に関するすべての国際的および現地の規則、規制、および管理に準拠すること。

独占禁止: 事業を遂行する法域に適用される独占禁止および公正競争に関する法律を完全に遵守して事業を遂行すること。

ボイコット: 米国 (U.S.) 政府または適用法によって認められていない国際的なボイコットに参加しないこと。

腐敗防止: [米国海外腐敗行為防止法](#) (以下「FCPA」といいます) ならびにサプライヤーが事業を遂行する法域における腐敗防止およびマネーロンダリング防止に関する法律を完全に遵守して事業を遂行すること。

- サプライヤーは、FCPA を含む、適用される腐敗防止およびマネーロンダリング防止に関するすべての法律、ならびに公務員に対するロビー活動、贈答、支払いに適用される法律、政治献金に関する法律、その他の関連規則を遵守する必要があります。
- いかなるサプライヤーも、マイクロソフトの業務上の利益を促進する目的で当該職員の決定に不適切な影響を及ぼすために、またはその他の方法でマイクロソフトの業務上の利益を不適切に促進するために、政府職員またはその他の当事者に対して、直接、間接を問わず、価値を有するもの (贈答、出張、接待、慈善寄付、雇用など) の約束、承認、提供、支払いを行ってはなりません。
- 「政府職員」とは、以下のすべてを指します。(i) 選挙で選ばれた公職者を含む政府機関またはその下位組織の職員、(ii) 一時的な場合を含め、政府機関の代理を務めるあらゆる個人、(iii) 政府が所有または管理する企業の役員および従業員、(iv) 政治的官職の候補者、(v) 政党の職員、(vi) 世界銀行や国連などの公的国際機関の役員、従業員、代表者。
- サプライヤーは、担当者、代理事業者、またはパートナーが倫理に反する行為を行っていたり、贈収賄やキックバックに関与していたりする兆候がみられる場合、その旨を報告する必要があります。
- マイクロソフトの代理事業者として、サプライヤーは、あらゆる点において[マイクロソフト代理事業者向け腐敗防止ポリシー](#)を遵守しなければなりません。

アクセシビリティ: 世界中の 10 億人以上の人々が、視覚、聴覚、運動、認知、言語、精神的健康状態などに関するさまざまな障害を抱えています。あらゆる能力の人がアクセスできる製品、アプリ、サービスを開発することは、マイクロソフトの DNA の一部であると同時に、地球上のすべての人や組織がより多くの成果を達成できるようにするというマイクロソフトのミッションの一部でもあります。マイクロソフトの各サプライヤーは、次の事項を遵守する必要があります。

- 成果物を作成する際における国際的なアクセシビリティに関する最新の規格である、ウェブコンテンツアクセシビリティガイドライン (WCAG) レベル AA。
- アクセス可能なデバイス、製品、ウェブサイト、ウェブベースのアプリケーション、クラウドサービス、ソフトウェア、モバイルアプリケーション、コンテンツ、またはサービスを開発するための適用可能なすべてのマイクロソフトの要件と標準。

業務上の慣行と倫理

マイクロソフトのサプライヤーはすべて、業務上の交流および行動を誠実に実行しなければなりません。これには、以下の項目などが含まれます。

業務記録: あらゆる業務情報を誠実かつ正確に記録および報告し、それらの完了および正確性に関して適用されるすべての法律を遵守すること。適用されるすべての法的要件および規制要件を完全に遵守して、業務記録を作成、保持、および処分すること。

コミュニケーション: 規制当局の担当者や政府職員との協議などにおいて、誠実で率直かつ正直に協議を行うこと。

報道機関: マイクロソフトの広報担当者から書面で明示的に許可されている場合にのみ、マイクロソフトに代わって報道機関に対する発言を行うこと。

贈答と接待: 業務上のもてなしを行う際には、適切な判断を下すこと。高額、または透明性や正当な目的を欠いた贈答、食事、娯楽、接待、出張は、賄賂とみなされたり、利害相反のように見えたり、意思決定に不適切な影響を及ぼそうとしていると認識される可能性があります。仮に許可された場合であっても、マイクロソフトの従業員に対して業務上のもてなしを行う場合には、適度な金額と頻度に抑える必要があります。不適切な業務上の優位性を得るために何かを提供してはなりません。贈答、娯楽、またはその他のもてなしを行うかどうかを判断する際には、次の要件を適用してください。

- サプライヤーは、マイクロソフトに代わって、出張、宿泊、贈答、接待、娯楽、慈善寄付の費用を政府職員に支払うことを禁止されています。
- 出張費用には、合理性や正当な業務上の目的がなくてはならず、過大で高額であってはなりません。(下記の出張費用に関するセクションを参照してください。)
- 贈与する側の利益や優位性を得るために価値を有するものを提供したり、マイクロソフトの従業員に影響を与えたり、判断に支障をきたしたり、義務を負わせたりするとみなされる可能性のあるものを提供してはなりません。
- 娯楽と食事は、適度な金額と頻度で、通常業務において行う必要があります。
- サプライヤーは、本規定およびサプライヤーの贈答に関するポリシーの両方に基づいて許可されている場合を除き、いかなる業務上のもてなしも行うことはできません。
- 制限に注意してください。サプライヤーからマイクロソフトの従業員に対して行われるもてなしの価値は、その従業員の事業部門や国に適用される制限を超えることはできません。マイクロソフトの事業部門や国に基づく制限により、もてなしが全面的に禁止されたり、上限額が異なったりする場合があります。適用される制限について受領者に確認し、その制限を超えないようにすることはサプライヤーの責任です。

- サプライヤーは、マイクロソフト調達部門のメンバーやその代表者に対して価値を有する贈答を行うことはできません。
- サプライヤーの従業員に対するモラルイベントは、マイクロソフトではなくサプライヤーが企画する必要があります。サプライヤーの従業員がマイクロソフト FTE と共にモラルイベントに参加する必要がある場合、マイクロソフトは、サプライヤーと共同出資の計画を立てる必要があります。

利害相反: マイクロソフトの従業員との関係についてマイクロソフトからの質問に回答するときは、誠実で率直かつ正直に回答すること。不正行為および利害相反、またはそのいずれかにみなされる状況についても避けること。マイクロソフトの従業員の配偶者、家庭内パートナー、その他の家族、または親戚がサプライヤーとの間に金銭的利害関係を有する場合、サプライヤーは、そのマイクロソフトの従業員と直接取引してはなりません。

インサイダー取引: インサイダー取引は禁止されています。連邦証券法に基づき、(1) 一般投資家に公開されていない、(2) 投資家による株式売買の決定に影響を及ぼす可能性がある、マイクロソフトまたはその他の企業に関する情報を保有している場合、マイクロソフトまたはその他の企業の株式を売買してはなりません。

出張費: すべてのサプライヤーは、[出張費に関するサプライヤー向けガイドライン](#)を遵守する必要があります。

下請業者との契約: サプライヤーがマイクロソフトと締結する契約に含まれるその他の義務の履行に加えて、サプライヤーのマイクロソフトに対する義務を履行するために下請業者との契約を締結する前に、マイクロソフトから書面による同意を得ること。

労働にかかる慣行と人権の尊重

マイクロソフトは、サプライヤーに対して、(1) 雇用に関する法律をすべて完全に遵守し、(2) あらゆる人権を尊重し、職場において平等な機会を提供するという取り組みを共有し、(3) 人権への悪影響を是正するための効果的な措置を講じることを求めます。マイクロソフトのサプライヤーはすべて、次の要件に従う必要があります。

- **差別の禁止。** サプライヤーは、ハラスメントや違法な差別、報復のない労働力と職場を作るべく取り組む必要があります。サプライヤーは、自社の業務慣行において、女性や移民労働者を含むさまざまな人口層のグループの権利が尊重されるようにする必要があります。文化的な違いを認識し尊重しつつ、サプライヤーは、職場における平等な機会を提供し、合理的な便宜を図らなければなりません。また、人種、肌の色、性別、出身国、宗教、年齢、身体障害、性同一性または性表現、配偶者の有無、妊娠、性的指向、政治的所属、組合員資格、退役軍人の地位に基づく雇用、報酬、トレーニングへのアクセス、昇進、退職、および/または定年退職における差別に関与してはなりません。労働者または潜在的労働者の医療検査または身体検査は、法律で認められている範囲内でのみ要求および/または実施することができ、いかなる場合においても差別的な方法で実施してはなりません。サプライヤーは、法律で要求される範囲であらゆる障壁に対応しなければなりません。

- **児童労働の使用禁止。** 児童労働は、いかなる状況においても使用してはなりません。サプライヤーは、15歳、義務教育の修了年齢、または雇用上の法定最低就業年齢のうち、最も厳しい要件の年齢未満の者を雇用してはなりません。サプライヤーには、児童労働が発覚した場合に、国際基準、現地の法的要件、またはマイクロソフトの児童労働の改善に関する要件の遵守を保証するための改善計画を策定することが求められています。マイクロソフトは、青少年の教育的効果を得ることを目的とした合法的な職場実習プログラムの開発を含む、あらゆる形態の合法的な青少年の雇用を支援しています。マイクロソフトは、そのようなプログラムを不正や虚偽に基づいて使用するいかなるサプライヤーとも取引を行いません。サプライヤーは、18歳未満の労働者が、夜間作業、残業、重労働、有害物質や危険物質の取り扱いなど、健康や安全を脅かす可能性のある作業を行うことを禁止する必要があります。
- **強制労働および人身売買の禁止。** 採用担当者、職業斡旋業者、人材派遣会社を含むすべてのサプライヤーは、強制労働および人身売買を使用することを禁止されています。いかなる形態の強制労働も禁止されています。これには、年季奉公、奴隷労働、またはその他のあらゆる形態の強制労働が含まれます。いかなる形態の囚人労働も禁止されています。脅迫、武力、詐欺的請求、またはその他の強制によるいかなる形態の人身売買や非自発的労働の支援、あるいはこれらの活動への関与も禁止されています。サプライヤーは、(1) サプライヤーの担当者に対するトレーニングや強制労働に関連する問題の意識向上についての規定を定め、(2) 違反が発生した場合にサプライヤーが提供する改善策を詳述した、自発的労働の遵守に関する計画を策定する必要があります。すべてのサプライヤーは、人身売買を禁止するサプライヤーのポリシーについて従業員、代理人、採用担当者、契約業者、および下請業者に通知し、意識向上、リスクの特定、従業員による報告、是正措置、違反に対する罰則の可能性を促進するためのトレーニングやプログラムを提供する必要があります。
- **労働者に対する労働関連文書へのアクセスの確保。** サプライヤーは、労働者に「保証金」の預入を強制すること、従業員の身分または入国に関する書類（パスポート、運転免許証、または労働許可証など）を与えないでおくこと、またはこのような書類を廃棄、隠蔽、没収すること、もしくはその他の方法により労働者がこのような書類にアクセスすることを制限または拒否することは禁止されています。労働者は、違法な違約金を支払うことなく、現地および国内の法律または規則に従って、自由に辞職できるものとします。
- **外国人移住労働者に対する帰国手段の提供。** 業務が行われている国の国民ではなく、サプライヤーのために業務を行うという具体的な目的で採用され、自国から他国に移住する外国人労働者を雇用する場合、サプライヤーは、そのような労働者に帰国手段を提供するか、または雇用終了時にそのような旅費を労働者に対して補償しなければなりません。この要件は、短期的または長期的な任務に就く専門家職員の永住権を持つ従業員には適用されません。
- **適切に訓練された採用担当者の使用によるコンプライアンスのサポート。** 国際基準、採用実施国の現地の労働法、またはマイクロソフトの要件のうち、最も厳しいものを遵守し、かつ訓練を受けた採用担当者、職業斡旋業者、および採用会社のみを使用してください。採用手数料またはその他の同様の手数料を労働者に対して請求し、これらの手数料を雇用主または採用代理業者に支払うことは固く禁じられています。そのような手数料が労働者によって支払われたことが判明した場合、サプライヤーは、そのような手数料を労働者に返済することを求められます。

- **採用時における雇用条件の明確化。** サプライヤーは、採用または雇用の過程において、誤解を招くまたは不正な慣行の使用を禁止する必要があります。サプライヤーは、賃金や福利厚生費、勤務地、生活条件、住居費および関連費用(該当する場合)、労働者に課されるその他のコスト、および業務に関連するあらゆる危険を含む、主要な雇用契約条件に関する基本情報を労働者がアクセスできる形式と言語で開示しなければなりません。そのような開示は、労働者が雇用契約を締結する前、また雇用期間を通じて必要に応じて行う必要があります。契約書および従業員ハンドブック(該当する場合)はすべて、(1)労働者が理解できる言語で雇用条件を明確に伝え、(2)適用される法律および規則を反映したものでなければなりません。
- **公正な報酬の提供。** サプライヤーは、正社員、臨時社員、派遣社員、移住労働者、見習い労働者、契約労働者を含むすべての従業員および労働者に公正な報酬を提供する必要があります。このような報酬は、現地の法律で義務付けられている法的最低基準を満たしている必要があります。賃金が公正労働基準法の第 14 条 (c) 項の適用対象となる障碍をもつ労働者が受け取る賃金は、大統領令 13658 号に定められている最低賃金総額を下回らないものとします。すべての従業員と労働者に対して、遂行した業務に対する正確な報酬を検証するための十分な情報を含む、明確で分かりやすい賃金明細書を適時に提供するものとします。 サプライヤーは、賃金からの控除を懲戒処分として用いることはできません。国内法または現地法に規定のない賃金からの控除については、関係する労働者が自由意思に基づいて提供した、書面による明示的な許可の証明がある場合にのみ認められます。懲戒処分はすべて記録する必要があります。標準的な 1 週間の労働時間に対して支払われる賃金および手当は、現地および国内の法的基準を満たしていなければなりません。サプライヤーは、業界において期待される水準およびマイクロソフトの要件に従って、従業員に手当を支給する必要があります。
- **尊厳と敬意をもった従業員の取り扱い。** サプライヤーは、身体的な虐待や懲罰、身体的な虐待による脅迫、または性的もしくはその他のハラスメントに関与してはなりません。言葉による虐待やその他の形態による脅迫行為は禁止されています。これらの要件をサポートする懲戒に関する方針や手続きは、明確に定義され、労働者に伝達されるものとします。
- **勤務時間と休業日に関する要件の遵守。** サプライヤーは、労働者に対して、国際基準、現地および国内の法律、またはマイクロソフトの要件のうち、最も厳しい基準で定められた最大時間を超える労働を要求することを禁止されています。サプライヤーは、時間外労働が自発的に行われ、現地および国内の法律または規則に従って支払われるようにしなければなりません。1 週間の労働時間は、緊急事態や異常な状況を除いて、時間外労働を含め、週 60 時間を超えてはなりません。労働者は、7 日間の週労働時間につき少なくとも 1 日の休暇を与えられなければなりません。サプライヤーは、現地および国内の法律または規則に従って、従業員の労働時間および賃金に関する記録を保管し、要求に応じてそのような記録をマイクロソフトに提供する必要があります。
- **結社の自由と団体交渉権の確保。** サプライヤーは、各国の法的要件と責任、国際労働機関基準などの国際基準、またはマイクロソフトの要件のいずれか厳しい方に従って、結社の自由、団体交渉、平和的な集会に対する労働者の権利(当該活動を控える権利を含む)を尊重する必要があります。

- **苦情処理手続の提供。** サプライヤーは、ハラスメントや差別を含む職場の懸念事項を経営陣に伝達し適切に解決するための苦情処理手続に従業員に提供しなければなりません。サプライヤーは、これらの報告手続を定期的に見直す必要があります。提供される苦情処理手続は、アクセス可能で、文化的に適切でなければならず、必要に応じて、匿名で報告するという選択肢を含むものでなければなりません。労働者およびその代表者(またはそのいずれか)は、差別、報復、脅迫、またはハラスメントの恐れなく、労働条件および経営慣行に関する意見や懸念事項を経営陣と率直に伝達および共有することがする必要があります。サプライヤーは、あらゆる苦情処理手続に関する情報およびトレーニングを労働者に対して定期的提供しなければなりません。職場の懸念事項を表明したことに関する労働者に対するいかなる形態の報復も固く禁じられています。サプライヤーは、職場の懸念事項を表明する行為を行った労働者に対して、個人攻撃、威嚇、その他の脅威を用いて報復してはなりません。これには、現地の法的要件または国際基準に基づく労働者の権利の侵害が含まれます。
- **マイクロソフトの施設またはネットワークへのアクセスを必要とするマイクロソフトとの契約の一環として業務を遂行する従業員が米国内に物理的に所在するサプライヤーの場合:**
 - a. サプライヤーは、従業員のキャリア開発プログラムを利用できるようにする必要があります。
 - b. サプライヤーがマイクロソフトのプロジェクトに配属する者はすべて、サプライヤーの従業員または認定されたサプライヤーの下請業者の従業員でなければなりません。
 - c. サプライヤーは、サプライヤー(またはサプライヤーの下請業者)のために週 30 時間以上勤務する米国を拠点とする従業員に対して、2010 年に施行された患者保護および医療費負担適正化法(以下「ACA」といいます)およびその関連法規(ならびにこれらの改正)に準拠する従業員健康手当を支給しなければなりません。そのような医療保険は ACA で定義されているように「手頃」で「最低価格」でなければなりません。また、サプライヤーが ACA に基づきこの保険を提供する別段の必要がない場合であっても、サプライヤーは、マイクロソフトのプロジェクトに配属された従業員にこの保険を提供する必要があります。この医療保険が ACA に準拠していない、または ACA に基づきこの医療保険に関連して罰則が科されるという通知をサプライヤーが政府機関から受け取った場合、サプライヤーは、30 日以内にマイクロソフトに書面による通知を提出しなければなりません。
 - d. サプライヤーが米国内に 50 人を超える従業員を抱えている場合、サプライヤーは、対象となるサプライヤーの従業員に一定の最低限の手当を支給する必要があります。「対象となるサプライヤーの従業員」とは、過去 12 か月間に少なくとも 1,500 時間サプライヤーに勤務し、マイクロソフトのプロジェクトに配属されている、あるいはマイクロソフトのネットワークおよび施設(またはそのいずれか)へのアクセスを必要とする契約を締結している、米国に拠点を置くサプライヤーの従業員をいいます。サプライヤーは、対象となるサプライヤーの従業員に対して、以下の休暇を付与しなければなりません。

- サプライヤーの合理的な裁量によって管理される、少なくとも 10 日間の有給休暇および 5 日間の有給病欠休暇、または 15 日間の取得理由に制限のない有給休暇。
- 2020 年 1 月 1 日以降の場合、賃金の 66% が支払われ、週 1,000 米ドルを上限とする、少なくとも 12 週間の有給育児休暇、またはワシントン州で新たに制定された有給家族休暇法を遵守するのに十分な有給育児休暇。

詳細については、[サプライヤー倫理規定ウェブサイト](#)に記載されている、労働にかかる慣行と人権の尊重に関するよくある質問をご覧ください。

衛生管理と安全性

マイクロソフトのサプライヤーには、事業のあらゆる面において安全衛生管理上の慣行を策定および実施することが求められます。サプライヤーは、以下の要件などを遵守しなければなりません。

- 自社の従業員が、労働安全、緊急事態への備え、労働災害、産業衛生、身体的な負荷のかかる業務、機器の安全防護対策、衛生、食品、および住居に関する要件などを含む、あらゆる労働安全衛生に関する適用法規および必須基準を確実に遵守するためのプロセスを遵守および実践すること。
- すべての従業員に安全で健康的な職場環境を提供し、職場環境に内在する危険の原因を最小限に抑えるための措置を講じ、妊娠中の女性/授乳期間中の母親や 18 歳未満の労働者を含む慎重な取り扱いを必要とする人々を職場の健康と安全のリスクから保護するための統制を導入すること。
- 少なくとも、安全衛生管理が事業に不可欠であることを示し、リーダーシップを認め、方針、役割、責任を定めるために従業員による参加を推奨し、リスクと危険の特定と評価を行い、従業員が安全衛生情報にアクセスできるように適切なコミュニケーション手段を提供する労働安全衛生管理システムを確立すること。
- 労働者が清潔なトイレ設備、飲料水、衛生的な食品の準備、保管および食事のための設備に即座にアクセスできるようにすること。労働者の寮や交通手段 (提供されている場合) は、該当する受入国の住居と安全に関する基準を満たし、清潔かつ安全に維持されていなければなりません。
- 自然災害、パンデミック、職場のインシデント、緊急事態、およびその他の潜在的な事業の中断などを含むトピックに対処する事業継続計画を立案および実施すること。
- 違法薬物の使用、所有、頒布、または販売を禁止すること。

環境上の規制と保護

マイクロソフトは、環境保護に対する社会的責任を負っていることを認識しています。当社は、サプライヤーが気候変動から生じる課題に対応し、環境保護に向けて努力することにより、当社の取り組みを共有することを求めます。この取り組みの一環として、マイクロソフトのサプライヤーはすべて、次の要件に従う必要があります。

- 危険物質、大気と水の排出量、および廃棄物を規制する法規、ならびに製造または製品設計における特定物質の禁止または制限に関する法規および顧客要件などを含む、すべての環境に関する適用法規を遵守すること。
- サプライヤーは、マイクロソフトがビジネス契約に定める製品およびパッケージのラベル、材料の内容、リサイクル、および廃棄に関するマイクロソフトのすべての要件を遵守することに同意するものとします。
- 環境に関する必要な許可、規制当局の承認および登録をすべて取得し、維持すること。
- (1) 保全を意識した保守と生産プロセスを使用すること、および (2) 可能な場合は常に、廃棄する前に、材料を削減、再利用、リサイクルすること (この順序に従う) を通じて、サプライヤーの施設に適切な保全措置を導入することにより、排水およびエネルギー損失を含むあらゆる種類の廃棄物を防止または排除すること。
- 放出される可能性があり、環境への脅威となり得る化学物質やその他の物質を特定し、それらの安全な取り扱い、移動、保管、使用、再利用、リサイクル、および廃棄を行えるようにするために適切に管理すること。
- サプライヤーは、[CDP](#) またはマイクロソフトが提供する代替方法を通じて、温室効果ガス (GHG) 排出量データの計算に必要な完全で一貫した正確なスコープ 1、2、3 の GHG 排出量データおよび / またはコンポーネントを開示する必要があります。マイクロソフトから要請があった場合、サプライヤーは、マイクロソフトの要件に沿って温室効果ガス (GHG) 排出量を削減する計画を提供する必要があります。サプライヤーのこの要件に対する準拠のタイミングについては、マイクロソフトとの契約で定められたマイクロソフトの基準および要件により決定されるものとします。

情報の保護: データおよび知的財産

マイクロソフトのサプライヤーは、知的財産権を尊重し、機密情報を保護し、プライバシーに関する規則と規制を遵守します。マイクロソフトのサプライヤーはすべて、次の要件に従う必要があります。

- マイクロソフトに当該資産の使用を認められた場合において、知的財産、有形財産、消耗品、および備品を含む、マイクロソフトの物理的および知的資産を保護し、責任をもって使用すること。
- 合法的に取得およびライセンスされている情報技術およびソフトウェアのみを使用することによって、すべての当事者の知的財産権を尊重し、保護すること。関連するライセンスまたは利用規約に従ってのみ、ソフトウェア、ハードウェア、およびコンテンツを利用すること。

- マイクロソフトが提供する情報技術およびシステム (メールを含む) をマイクロソフトの承認されたビジネス関連の目的のみに使用すること。マイクロソフトは、サプライヤーが以下のいずれかを目的としてマイクロソフトが提供する技術およびシステムを使用することを固く禁じています。(1) 脅迫、ハラスメント、脅威、虐待に該当する、性的に露骨な、またはその他不快もしくは不適切な内容の作成、アクセス、保存、印刷、勧誘、または送信、または(2) 虚偽、名誉棄損に該当する、または悪意のあるやり取りの送信。マイクロソフトが提供する技術またはシステムから収集した情報を使用してマイクロソフトの従業員を勧誘することは禁止されています。
- alias@microsoft.com アカウントが割り当てられている場合は、マイクロソフト ネットワークへのアクセスに使用されているすべてのデバイスで、Office 365 Pro Plus (サブスクリプション ライセンス済み) スイートを使用すること。これにより、ソフトウェアと情報がマイクロソフトによって確実に管理および保護されます。
- マイクロソフトが所有またはリースしている機器で保存または送信されたすべてのデータをマイクロソフトの財産とみなすこと。マイクロソフトは、企業ネットワークおよびすべてのシステム (メールを含む) のあらゆる使用状況を監視し、マイクロソフト ネットワークを使用して保存または送信されたあらゆるデータにアクセスすることができます。
- 著作権、特許、商標、営業秘密などを含む、マイクロソフトおよび他者の知的所有権を遵守すること。知的財産権を保護するような方法で、技術とノウハウの移転を管理すること。
- プライバシーおよびデータ保護に関する現地の法律のすべてに従うこと。
- 個人データを収集または処理する際に、明確かつ正確なプライバシー通知を行うこと。
- マイクロソフトの担当者またはマイクロソフトの顧客による同意がある場合にのみデータを使用して、プライバシーの選択を尊重すること。
- 安全な製品とサービスを構築して、データを保護すること。
- マイクロソフトのコンプライアンスへの取り組みに協力すること。

サプライヤー倫理規定トレーニング

コンプライアンスに関するトレーニング: サプライヤーは、マイクロソフトの問題に取り組む自社の従業員および承認された下請業者が、サプライヤー行動規範、適用法規、および一般的に認められた基準の内容を理解し、遵守できるようにする必要があります。

- サプライヤーは、マイクロソフトの問題に取り組むすべての従業員および承認された下請業者に SCoC に関するトレーニングを毎年実施するものとします。
- サプライヤーは、新たに立ち上げられた (2020 年の) マイクロソフトが提供する第三者トレーニング プラットフォームを通じてこのトレーニングを実施する必要があります。詳細については、[サプライヤー行動規範ウェブサイト](#)に記載されている、SCoC トレーニングに関するよくある質問 (FAQ) をご覧ください。
- 第三者トレーニング プラットフォームを通じた要件のトレーニング記録および認証は監査の対象となります。

上記のサプライヤーのトレーニング義務に加えて、マイクロソフトは、マイクロソフトの企業ネットワークおよび建物 (またはそのいずれか) へのアクセス資格情報を必要とするすべての社外スタッフに対して、アクセス権を取得する前にトレーニングを実施します。

マイクロソフトのアクセス権限に関するその他規定

マイクロソフトのネットワークまたは建物にアクセスする権利を必要とする従業員または担当者有するサプライヤーの場合、次の追加基準が適用されます。

配属前調査に関するポリシー

サプライヤーは、(1) マイクロソフトの施設 (所有またはリース) へのアクセスを必要とする、または (2) メール、ネットワーク アクセス、カードキー、またはその他のアクセス バッジなどのマイクロソフトのリソースへのアクセスを必要とするサービスを実行する、あるいはこれらを必要とするプロジェクトに取り組むあらゆるサプライヤーの担当者に対して、マイクロソフトの要件を満たす配属前のバックグラウンドスクリーニングを実施する必要があります。このようなスクリーニングの目的は、マイクロソフトの施設、設備、ネットワーク、またはシステムにアクセスする担当者に過度の安全上またはセキュリティ上のリスクがないようにすることです。

マイクロソフトにサービスを提供するサプライヤーの担当者を配属する前に、適用法で許容される範囲内で、サプライヤーは、マイクロソフトが希望するバックグラウンドスクリーニングサービスプロバイダーを利用して配属前のバックグラウンドスクリーニングを実施する必要があります。特定の配属については、サプライヤーは定期的に長期間にわたって追加のバックグラウンドスクリーニングを実施しなければなりません。マイクロソフトは、適用法で許容される範囲内で、各事例において実施が必要とされる、各国固有の最低限のバックグラウンドスクリーニングの項目を特定します。バックグラウンドスクリーニングには通常、法律で認められる範囲内で、次の確認項目が含まれます。本人確認、犯罪歴の確認、全国犯罪データベースの検索、性犯罪者登録の確認、および世界の制裁措置対象者リストの確認。特定の配属について、マイクロソフトは追加のスクリーニングを要求する場合があります。これには、学歴の確認、職歴の確認、職務に関連するライセンスの確認、個人の信用調査記録の確認、薬物検査、およびその他関連情報の収集 (またはこれらのいずれか) などが含まれます。

各バックグラウンドスクリーニングレポートを受け取った後、サプライヤーは、マイクロソフトに関連する担当者の業務に必要なマイクロソフトの施設またはリソースにアクセスするのにサプライヤーの担当者が十分適しているかどうかを評価しなければなりません。具体的には、サプライヤーは、バックグラウンドスクリーニングレポートに、刑事上の有罪判決やマイクロソフトに関連する業務の遂行に適していないその他の事項などの情報が含まれているかどうかを分析する必要があります。合理的に関連する可能性のある、サプライヤーが検討すべき有罪判決の例としては、不正行為 (窃盗、横領、詐欺、偽造など) および暴力 (殺人、強姦、誘拐、暴行、強盗、ストーキング、ハラスメントなど) の犯罪が含まれます。

サプライヤーは、本ポリシーに準拠した配属前のスクリーニングを実施したこと、またバックグラウンドスクリーニングにおいて判明した有罪判決、重大な延滞や債務、またはマイクロソフトへの配属が不適切であると思われるその他の事項についてサプライヤーが確認したことを証明しなければなりません。サプライヤーは、個人がマイクロソフトの所有もしくはリースする施設へのアクセス、またはメール、ネットワーク アクセス、カードキー、その他のアクセス バッジなどのマイクロソフトのリソースへのアクセスに適していると判断したことを証明する必要があります。

マイクロソフトは、マイクロソフトが所有またはリースする施設へのアクセス、またはメール、ネットワーク アクセス、カードキー、その他のアクセス バッジなどのマイクロソフトのリソースへのアクセスを必要とするサプライヤーが配属した個人について、あるいはサプライヤーの担当者がマイクロソフトの顧客、パートナー、従業員、その他の第三者のクレジット カードまたは機密の個人データへのアクセスが必要な状況において、配属前のバックグラウンド 情報を確認し、サプライヤーと協議する権利を留保します。かかる協議は、適用法と矛盾しな い方法で行うものとします。その確認結果に基づき、マイクロソフトは、適切であると判断し た場合には、サプライヤーが配属した個人に対してアクセスを禁止することがあります。

マイクロソフトが所有またはリースする施設へのアクセス、またはメール、ネットワーク アク セス、カードキー、その他のアクセス バッジなどのマイクロソフトのリソースへのアクセスを 必要とするサービス、あるいは請負業者がマイクロソフトの顧客、パートナー、従業員、その 他の第三者のクレジット カードまたは機密の個人データにアクセスすることを必要とするサー ビスを実施するために、サプライヤーが下請業者を使用する場合、サプライヤーは、下請業者 との契約に本ポリシーで定められている要件が含まれていることを確認する必要があります。 サプライヤーはまた、適用法に従って、下請業者が実際に本ポリシーで要求されるバックグラ ウンドスクリーニングを確実に実行するために合理的な措置を講じる必要があります。

マイクロソフトが所有またはリースする施設にアクセスできる、あるいはマイクロソフトのネ ットワークにアクセスできるサプライヤーの担当者または下請業者による犯罪行為に気付いた 場合、サプライヤーは、その情報をマイクロソフト グローバルセキュリティ部門に照会し て、かかる個人がマイクロソフトの所有またはリースする財産およびネットワークに引き続き アクセスすることが認められるかどうかを判断しなければなりません。認められない場合、マ イクロソフト グローバルセキュリティ部門は、マイクロソフトの管理者およびサプライヤー と協力して、その個人をマイクロソフトの担当から除外し、マイクロソフトが所有またはリー スする財産およびネットワークへのアクセスを即座に取り消すようにします。サプライヤーの 担当者または下請業者をマイクロソフトが所有またはリースする財産から除外する場合、サプ ライヤーは、すべての適用法に従う必要があります。犯罪行為によってマイクロソフトの財産 または従業員に物理的な損害が及ぶ恐れがあることが示唆されている場合、サプライヤーは、 ただちに、いかなる場合においてもその情報に気付いてから 24 時間以内に、マイクロソフト の業務担当者およびマイクロソフト グローバルセキュリティ部門に通知しなければなりません。 それ以外の場合、サプライヤーは、その情報に気付いてから 24 時間以内に、マイクロソ フトの業務担当者に犯罪行為について通知しなければなりません。

すべての場合において、サプライヤーは、公正信用報告法および適用されるその他の連邦法、 州法、および現地法を遵守する必要があります。これには、データ プライバシーに関する法律 が含まれます。サプライヤーは、(1) 配属前のバックグラウンドスクリーニングを実施し、(2) 必要に応じて、マイクロソフトが合法的にその情報を受け取り、使用するために必要な許可情 報をマイクロソフトに提供するために、関連する通知を行い、必要に応じて、合法的な同意を 取得すること、またはその他の合法的な基盤を確立することについて責任を負います。マイク ロソフトから要求された場合、サプライヤーは、配属前のバックグラウンドスクリーニングを 実施する前に、マイクロソフトが承認した形式によるプライバシー通知または同意文書を担当 者に提供しなければなりません。

関連する契約における補償義務に加え、マイクロソフトがサプライヤーに課した義務がある場合にはそれに従って、サプライヤーは、コモンロー上の請求であるか、エクイティ上の請求であるかにかかわらず、(1) 本配属前調査に関するポリシーに対するサプライヤーの違反、(2) 本配属前調査における主題に何らかの形で関連する適用法令に対するサプライヤーの違反、(3) サプライヤーによる過失、不正行為、無謀な行為、誤りまたは不作為、(4) サプライヤーによる雇用判断に関連するあらゆる請求、主張、要求、訴因、訴訟、法的手続、調査、執行またはその他の行為 (以下「請求」といいます) に起因する、またはこれらに関連するいかなる損害、罰則、罰金、損失、賠償責任、判決、調停、仲裁判断の費用 (合理的な弁護士報酬および費用を含む) についても、マイクロソフト、その関連会社および子会社ならびに各社の役員、取締役、従業員、代理人および保険会社 (以下「マイクロソフトの当事者」といいます) を補償し、免責することに同意します。サプライヤーはまた、本配属前調査に関するポリシーに定められているバックグラウンドスクリーニングに関連する単独または複数のマイクロソフトの当事者に対してサプライヤーの従業員または下請業者が申し立てたいかなる請求についても、マイクロソフトの当事者を補償および免責します。なお、サプライヤー行動規範の「配属前調査に関するポリシー」のセクションに記載されている追加の補償義務は、サプライヤーによるマイクロソフトの施設、設備、ネットワーク、またはシステムへのアクセスに関連してのみ適用されます。

詳細については、[バックグラウンドスクリーニングに関するよくある質問](#)をご覧ください。サプライヤーは、本プログラムに関する質問や懸念事項について、supscrn@microsoft.com 宛てに問い合わせることができます。

マイクロソフトの施設とネットワークの使用

- サプライヤーは、書面によるマイクロソフトの事前同意を得ずに、マイクロソフトに提供されるサービスを実施する以外の目的で、マイクロソフトが提供する施設 (建物およびサイトのサービスなど) を使用してはなりません。
- サプライヤーの担当者がマイクロソフトの施設へのカードキーによるアクセス、マイクロソフトのメールシステム上のアカウント、およびマイクロソフトのネットワークまたはシステムへのその他のアクセス (もしくはこれらのいずれか) を必要とする場合、サプライヤーおよびマイクロソフトに割り当てられた担当者は、マイクロソフトが要求する、該当するすべての契約を締結する必要があります。
- サプライヤーおよびその従業員は、マイクロソフトによって明示的に許可されている場合を除き、マイクロソフトの拠点上の位置またはネットワークアクセスを使用して情報や資料を入手したり、物理的なアクセスを行ったりしてはなりません。マイクロソフトは、マイクロソフトの拠点内においてサプライヤーまたはその担当者もしくは下請業者が所有する個人の財産または車両の紛失、損傷、盗難および消失について責任を負いません。
- マイクロソフトの拠点内で「重大な」人身傷害または物的損害が発生したことをサプライヤーが認識した場合、サプライヤーは、速やかにマイクロソフトにその旨を通知し、マイクロソフトが原因を調査できるように適切な詳細を提供しなければなりません。この場合における「重大な」とは、病院での治療または死亡につながる人身傷害、または修理もしくは交換の推定費用が 10,000 米ドルを上回る物的損害または損失をいいます。

懸念の提起と問題がある行為の報告

問題がある行為または SCoC に違反している可能性について報告するために、懸念の解決に際してマイクロソフトの主な連絡担当者と協力することをサプライヤーに推奨します。これが不可能または不適切な場合には、次のいずれかの方法でマイクロソフトにご連絡ください。

- **電話:** Microsoft Business Conduct Line (電話番号: 1-877-320-MSFT (6738))。米国外から発信する場合には、国際通信事業者にアクセスして、+1-720-904-6844 にコレクトコールをかけるように伝えることにより、Business Conduct Line にコレクトコールをかけることができます。
- **メール:** マイクロソフトのイントラネットにアクセスできるサプライヤーは、ビジネス慣行およびコンプライアンスのエイリアスで、コンプライアンス担当役員 (Director of Compliance) 宛て (buscond@microsoft.com) にメールを送信することができます。
- **郵送:** リーガル コンプライアンス事務局 (Office of Legal Compliance) 宛てに書面を郵送してください (宛先: Microsoft Corporation, One Microsoft Way, Redmond, WA 98052, United States)。
- **ファックス:** リーガル コンプライアンス事務局 (Office of Legal Compliance) 宛てにファックスをお送りください (番号: 1-425-708-7177)。
- **ウェブ:** <http://www.microsoftintegrity.com/>

マイクロソフトは機密を可能な限り保持いたします。また、助言を誠実に求めた個人、または問題のある行為やサプライヤー倫理規定への違反の可能性を誠実に報告した個人に対する報復行為を一切許しません。